

小規模な倉庫等の取扱いについて

小規模な倉庫等については以下のとおり取扱う。

■取扱基準

建築物に該当しない小規模な倉庫等として取扱うものは、奥行きが1 m以内で床面積が2 m²程度のもの又は地盤面からの高さが1.4 m以下で床面積が2 m²程度のものであり、かつ、外部から荷物や物品等の出し入れを行うことができるものとする。

なお、これらの小規模な物置等について、敷地内に複数の設置や、連結するような設置については、当該取扱いの範囲外である。

■考え方

「建築確認のための基準総則集団規定の適用事例」編集日本建築行政会議において、小規模な倉庫の取扱いとして外部から荷物の出し入れを行うことができ、かつ、内部に人が立ち入らないものであって奥行きが1 m以内のもの、又は高さが1.4 m以下と記載があるが面積規模は記載されていない。

このことについて、本市の取扱いとして、奥行き、高さ以外の面積規模について、2 m²程度の規格品の物置や小規模な倉庫等は建築物に該当しないものとして取扱いを定めた。

根拠法令等

平成 27 年 2 月 27 日 国住指発第 4544 号

建築確認のための基準総則集団規定の適用事例 1-1 (1) 小規模な倉庫